

### 事業主にも退職金

従業員の退職金は今や常識ですが、事業主でも退職するときにあります。たとえば、第一線を引退し老後を楽しみたい、自分に万一のことがあったとき、経営の都合による工場や商店の閉鎖など……いろいろな場合が起ります。このような事態が起ったときに備えて事業主の生活安定をはかる退職金制度、それが「小規模企業共済」制度です。

#### 制度の特色

- 1 掛金は全額が所得控除掛金は、全額課税対象から控除されます。
- 2 共済金は退職所得扱い共済金などは、退職所得として取扱われますので、控除額が非常に大きくなります。
- 3 安全・確実共済金額は、法律で定められその支払いも最後まで責任をもっておりますので安全・確実です。
- 4 貸付制度一定の資格者には、その掛金の範囲内で即日貸付けが受けられる簡便な貸付制度があります。

▼加入資格  
常時使用する従業員が二十

●人権の共存——対話によって明るく住みよい社会をつくろう

●部落差別をなくそう

●婦人の地位を高めよう

この標語は、今年で三十周年にあたる人権擁護の今年の重点目標のことばです。十二月四日から十日まで人権週間です。私たち一人一人の「基本的人権」は、憲法によって保障されています。人以下の個人事業主および会社や企業組合・協業組合の役員の方々です。ひとり、あるいは家族だけで事業を営んでいる方または自由業の方も加入できます。

▼掛金  
毎月の掛金は最高三万円までの範囲内で自由にきめて加入できます。加入後、増・減額ができ、前払いもできます。

▼申し込み先  
全国の金融機関の本支店・商工会・中小企業団体・青色申告会など中小企業共済事業団と業務委託契約をしているところに申し込みください。

▼問い合わせ先  
申し込み先のほか県商工担当課または産業課へ。

#### 人権擁護委員に気軽に相談を

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなものかわからなくて困った——こういう経験はありませんか。たとえば、隣近所の問題では、騒音や振動、悪臭などの公害あれこれ——など。このような問題でお悩みの方は、人権擁護委員に気軽に相談ください。相談は、無料で、相談内容については秘密を守ります。▼本村の相談員は 飛鳥井義賢氏 (6)3449 吉藤 晃威氏 (24)1267

## 報 告

# なかのしま

11月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課  
〒954-01 02586(6)2002

村内交通事故状況 ( )内は10月分

	件数	死者	傷者
53年	28 (4)	3 (0)	25 (4)
52年	25	1	26
51年	37	0	49



#### 人口のうごき

—11月1日現在—  
( )内は前月比

人口	11,148人 (+7)
男	5,489人 (+4)
女	5,659人 (+3)
世帯数	2,204戸 (+3)

今月の納税 ▷軽自動車税(11月随時分)▷保育料(11月分)



農林水産業費1億601万円(6.1%)



民生費2億3,556万円(13.7%)



土木費3億8,119万円(22.1%)

### 52年度の主な建設事業費

事業費	事業費(千円)
役場庁舎屋根修繕工事	2,600
道路照明灯設置工事ほか	1,108
中之島保育所増築工事	4,881
農道整備事業	42,114
道路橋りょう維持修繕工事	10,874
道路新設改良工事(改良舗装)	181,152
県道工事費負担金	10,604
都市計画事業(下水道)	72,500
都市計画事業(街路)	36,000
都市計画事業(公園)	4,000
防火用貯水槽新設工事ほか	12,161
中之島中央小学校建設工事	249,525
中之島中央小学校水泳プール建設工事	28,685
中之島村公民館舗装工事	1,680
スポーツ広場建設工事(野球場)	2,925

### 村 債

村の借金のことで、国・地方の財政上の一定のきまりのなかでできる借金ですので、普通にいう借金とはちょっとちがいます。

### 村債の借入先別

政府資金	1億4,790万円
農協資金	6,850万円
新潟県	3,100万円
合計	2億4,740万円

### 村税の収入状況

決算額 2億3,279万円  
収納率 98.1%



金額は滞納繰越分を含む



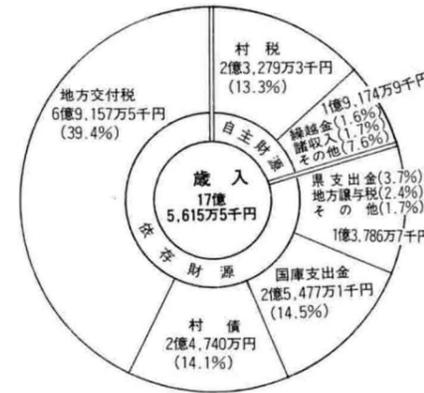
教育費5億883万円(29.5%)

### 一般会計

歳入	17億5,615万5千円
歳出	17億2,682万3千円
歳入歳出 差し引き	2,933万2千円

### 性質別経費の状況

ここでの決算額は、50年度の国民年金購買基金、51年度・52年度の国民年金購買基金・産業育成資金県分元金が除いてありますので、歳出合計額と一致しません。



明るく住みよき村づくり

次ページへ  
移ります

## 一般会計52年度決算

### 歳 出

おもな建設事業の項目にあげられているように、中央小学校の建設及びプールの建設に二億七千八百万円あまり、道路の新設・改良・舗装に一億八千万円などを、実施計画にもとづいて着実に、しかも積極的に取り組んできました。

目的別構成比では、教育費(二九・五%)、土木費(二二・一%)、民生費(一三・七%)、総務費(一三・六%)、農林水産業費・公債費・消防費などの順になっています。

### 歳 入

図表のように地方交付税が三十九・四%で最も大きく、国庫支出金十四・五%、地方債十四・一%と依存財源が大きな比率(七五・八%)を占めており村税(一三・三%)などの自主財源はわずか二四・二%です。

### 決算収支

歳入総額十七億五千六百五十五万五千円、歳出総額十七億二千六百八十二万三千円で決算の収支は二千九百三十三万二千円の黒字となりました。

また、実質収支額から前年度の实質収支額を差し引いた単年度収支は十六万五千円でした。

## 一般会計52年度決算

### 中之島村の家計簿

#### 五十二年の決算状況

長期にわたる厳しい経済情勢のなかで、村の基本計画をもとに基礎的な生活関連施設の計画的整備をはかり、明るく住みよい村づくりのために教育施設の整備充実・住みよい生活環境の整備・産業の振興という三本の柱を重点にスタートしました。

しかし、主要財源である村税や地方交付税の伸び悩みや村債に依存する傾向が強まり、財政構造の悪化が懸念されるなかで、健全財政を維持しながら経常的経費の節減に努め、予算の重点配分と計画的な執行により、統合校舎の整備をはじめ諸事業を計画に沿って行なってきました。

中之島村告示第七十六号  
中之島村財政状況の公表に関する条例の定めるところにより昭和五十二年決算と昭和五十三年(四月から九月までの間)の財政状況を公表します。

中之島村長 斎藤恭三

停電のお知らせ

- 11月30日(休) 9:00~15:00
- 並木・宮内・末宝・福原・狐興野の全域 長呂・中野西の一部

**職場の健康保険**（健康保険・共済組合・船員保険・日雇労働者健康保険など）に加入している人や生活保護を受けている人以外は、みんな国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

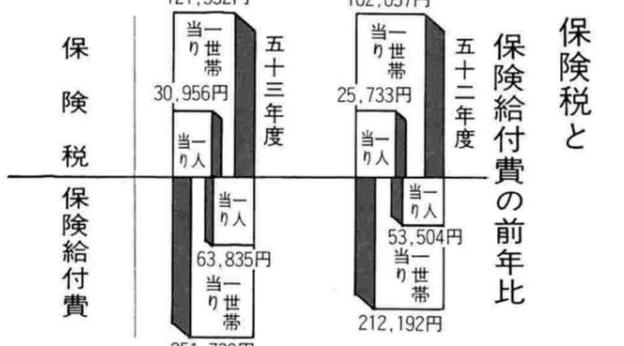
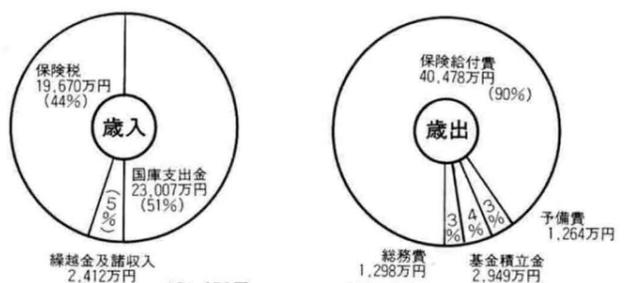
国保は、被保険者であるあなたから納めていただく保険料と国からの補助金で運営され、村民を被保険者とする「医療保険制度」です。病気やケガでお医者さんにかかったときに、その診療費を村と個人がそれぞれ分担して支払うしくみになっています。

そこで、中之島村の国保のふところぐあいはどうなっているのかということですが、近代医学の進歩・老人医療の無料化等による受診率の増加や本年二月一日から医療費の平均九・六パーセントアップ等により、みなさんから納めていただく保険料も平均十八パーセントの増加を余儀なくされましたが現状です。それでは図表でみてみましょう。

この表でもおわかりのように保険給付費（医療費）が年々増加しており、国保の月平均受診件数が三千四百五十件で、そのうち高血圧系で通入院されている方が約六十パーセントもあります。

また、医療費は無料だからといって医者をしてんと変えないで

国保予算の割合(53年度予算総額4億5,089円)



**保険税と保険給付費の前年比**

り、薬をたくさんのんだりするのにはやめましょう。そのついでに保険税にはね返ってきます。ムタなく正しく治療することが保険税を軽くすることにつながるのですから……。また、近日常にみなさんに「運動健康法のしおり」をさしあげますから健康づくりにお役立てください。

# 薬をたくさんのんだり 医者をしてんと変えないで

**国保の手続きは**

役場・保健衛生課へ十四日以内に届出てください。

**国保にはいる場合(一)内**

は必要なもの

① 職場に健保のない人が中之島村へ転入したとき。(印かん)

② 職場などの健保をやめたとき。(印かん・職場健保の脱退証明書)

③ 赤ちゃんが生まれたとき。(印かん・母子手帳・被保険者証)

④ 生活保護を受けなくなったとき。(印かん・保護廃止決定通知書)

① 転出するとき。(印かん・被保険者証)

② 職場の健保にはいったとき。(印かん・職場の被保険者証)

③ 死亡したとき。(印かん・被保険者証)

④ 生活保護を受けるようになったとき。(印かん・被保険者証・保護決定通知書)

■ その他の届出

① 住所・氏名・世帯主・続柄などが変わったとき。(印かん・被保険者証)

② 保険者証をなくしたとき。(印かん)

③ 子弟が就学で他の市町村に

転出するため、別の被保険者証が必要とき。(印かん・在学証明書・被保険者証)

④ 出かせぎ・長期旅行・仕事などで長期間他府県などに行くため別の被保険者証がほしいとき。(印かん・被保険者証)

⑤ 転入・転出・転居をするときは、その届けといっしょに国保の手続きをしてください。

こんなときこんな給付が

▼ 保険証による給付

病気やケガでお医者さんにかかったときは、なおるまでの医療費については、国保で「七割」を負担し、残りの「三割」が自己負担となります。

④ 病院などに行く場合は必ず被保険者証をお持ちください。

▼ 療養費

病気や旅行などで保険者証を持たないで医者にかかった場合は

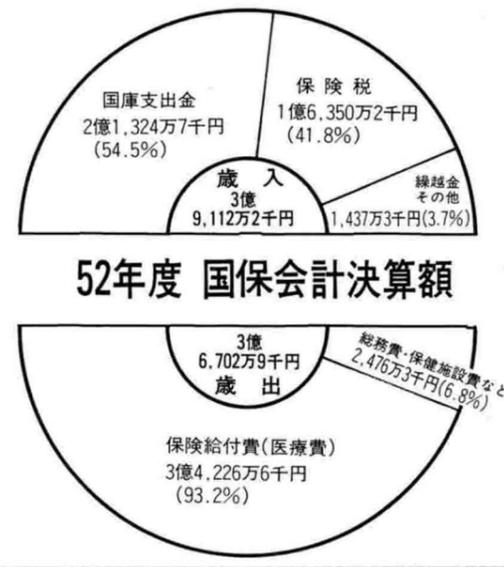
① 加入者から医療費の全額を立て替えて支払っていただきます。

② 後日、村から七割にあたる額を加入者の方へ支払いします。

▼ マッサージやコルセット

医師の同意があるマッサージやコルセットの費用も療養費の対象となりますので、ご相談ください。

# 国民健康保険 特別会計



**歳入総額** 三億九千二百二十二万二千円

**歳入総額** 三億六千七百二十九万九千円

前年度にくらべ歳入で六千四百六万三千円、歳出で四千五百二十八万一千円増えています。

歳入歳出決算の実質収支は二千四百九万三千円の赤字となり、単年度収支においても一千八百七十八万二千円の赤字となりました。

歳入のおもな保険料は四千六百十三万六千円(三十九・三%)と増加し、歳出のおもな保険給付費は四千六十万四千円(十三・五%)の増加でした。

2. 歳出 (単位 千円)

区分	予算額	支出月額
1 議会費	40,145	19,459
2 総務費	203,077	99,002
3 民生費	230,661	114,096
4 衛生費	83,875	45,835
5 農林水産業費	103,011	30,466
6 商工費	32,867	29,235
7 土木費	396,583	117,223
8 消防費	75,285	44,465
9 教育費	518,918	391,329
10 公債費	115,286	46,170
11 予備費	800	
歳出合計	1,800,508	937,280

**五十三年度 一般会計の執行状況**

昭和五十三年度の当初予算については広報四月号でくわしくお知らせしましたが、今回は九月末現在における五十三年度予算とその執行状況をお知らせします。

その後、公共事業費の決定により、都市計画事業・村道・農道・学校建設事業費などを中心に二億四千四百八十六万八千円の追加補正を行いました。

こうしたなかで、財政の健全化と予算の計画的な執行を基本に社会資本の充実と生活環境の整備、産業の振興をめざして鋭意精力的に、執行にあたっています。

当初十五億五千五百六十四万円でスタートしました予算も十八億円台になりました。

# 53年度 予算の執行状況



**五十三年度 国保予算の内容**

五十二年度決算をみてもおわかりでしょうが、五十三年度も保険給付費（医療費）が年々増加しております。

本年二月一日より医療費の平均九・六パーセントの値上げなどにより、保険料も平均十八パーセントの値上げを引き上げざるをえなくなりました。

国保事業の健全な運営のためみなさんの充分なご理解とご協力をお願いします。

**中之島村が  
優秀賞  
国民健康・体力  
づくり運動**

村民の健康・スポーツを通しての体力づくりや保健・栄養の改善に積極的に取り組んでいる本村が全国の昭和五十三年度の優秀組織として国民会議議長賞を受賞しました。

これは四十三年度から毎年、成果を挙げている市町村などを表彰しているもので全国で総理大臣賞が三、体力づくり国民会議議長賞が四十の中選ばれたもので、新潟県内でもめずらしく、長岡市、吉田町について三番目です。



**中之島村が  
優秀賞  
国民健康・体力  
づくり運動**

**不要品セール売上げ  
十八万三千九百三十円**

去る十月二十九日に実施されました第一回村民祭は盛大のうちを終り、村消費者協会、村商工会、村農業青年サークル、村青年農業研究会の方々による不要品セールの売上げ金はなんと十八万三千九百三十円にも達しました。

ふだん使わないで眠っている衣類などをご寄付いただき一堂

去る十月二十九日に実施されました第一回村民祭は盛大のうちを終り、村消費者協会、村商工会、村農業青年サークル、村青年農業研究会の方々による不要品セールの売上げ金はなんと十八万三千九百三十円にも達しました。

ふだん使わないで眠っている衣類などをご寄付いただき一堂

**不要品セール売上げ  
十八万三千九百三十円**

去る十月二十九日に実施されました第一回村民祭は盛大のうちを終り、村消費者協会、村商工会、村農業青年サークル、村青年農業研究会の方々による不要品セールの売上げ金はなんと十八万三千九百三十円にも達しました。



場所	工事名	工事費 千円	工事業業者	完了予定日
中条新田	道路改良	2,320	丸寅建設 ㈱	53.12.14
中西	道路改良	3,750	㈱ 佐藤組	54. 1. 3
中之島	道路改良	4,360	室橋組	54. 1. 3
中野中	道路改良	7,300	㈱ 宝建設	54. 1.23
狐野	道路改良	3,050	㈱ 丸月組	53.12.24
中野東	道路改良	3,800	㈱ 遠藤建設	54. 1. 3
猫野	道路舗装	1,540	㈱ 松井組	53.12. 4
島田	道路維持工事	475	㈱ 石高組	53.12. 4
中西	道路維持工事	320	丸寅建設 ㈱	53.11.24
中条	道路維持工事	630	㈱ 第一和光産業	53.12. 4
横山	農道整備工事	32,000	㈱ 松井組	54. 3.20

**昭和五十四年度  
保育所  
申請について**

五十四年度の保育所入所申請の受付は次の要領で行います。入所を希望される保護者の方は、期間内に申請手続きをしてください。

ご承知のように保育所は、国が定めた「保育所への入所措置基準」に基づいて、お忙しい家庭の皆さん方にかわってお子さんをお預かりし、子供の安全性をはかり、基本的習慣の確立、社会性、創造性、自主性等を培い、また給食を通して栄養と健康の増進をはかり、明るく豊かな子供を育てることを目的とした施設です。

しかしながらこの保育所も、近年社会情勢の進展に伴い、地域的には定員をかなり超過する入所希望者がでてくる保育所もあり、この傾向は今後も続くことが予想されると考えられます。村もこうした現状の中で、できる限り入所申請者の希望を満たすよう努力を重ねてきています。申請にあたっては、次の点にご理解のうえお願いします。

□入所基準（各保育所にある入所申請用紙の裏面記載）を参照のうえ、家庭で保育できない方のみ入所申請の手続きをしてください。

□入所措置（決定）は、その地区の最寄りの保育所に入所することがたてまえですが、定員の関係上やむを得ず他地区の保育所に入所してもらうこともあり得ますので、ご了承ください。

記

①入所対象児童（村内在住の住民登録簿記載者）  
昭和五十四年度小学校入学前の乳幼児

②入所申請書の受付期間  
昭和五十三年十一月十六日から十一月三十日まで

③入所申請書の受付場所  
在住する地域所在の各保育所

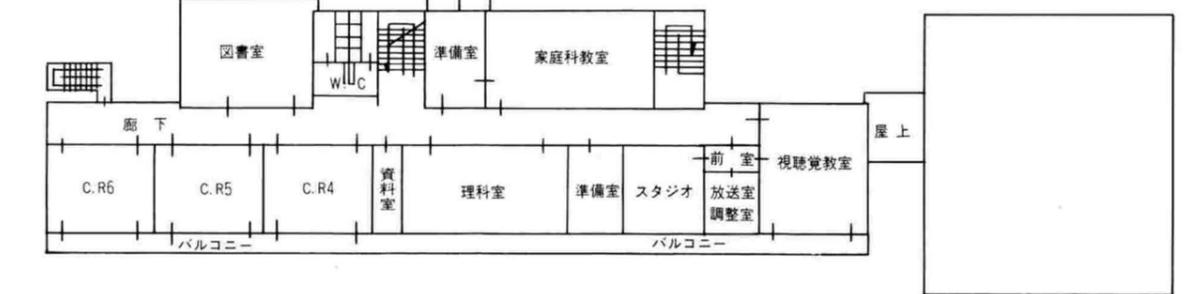
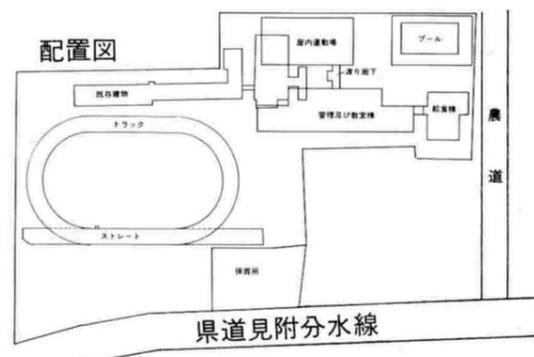
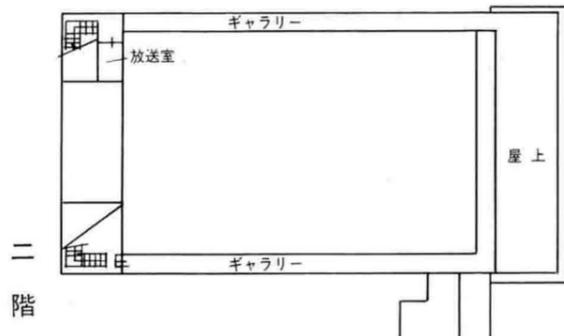
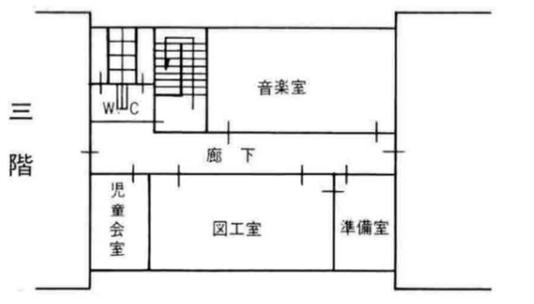
④入所申請書用紙は村内各保育所に用意してあります。

※入所決定通知書は、入所申請書に基づき各家庭の状況調査等を行い、選考委員会の審査を経て決定し、来年三月中旬頃までに各保護者に通知します。

**臨時議会  
予算総額  
18億円台に**

第七回中之島村議会（臨時議会）は十月三十一日に開かれ、この臨時議会には、先に被害を受けた六・二六水害の農作物防除費・農道整備工事・都市計画街路舗装や中央小の冬期間におけるバスの運行委託料などあわせて一千九百六十七万六千円を追加し、予算総額十八億二千八百四十四千円となりました。

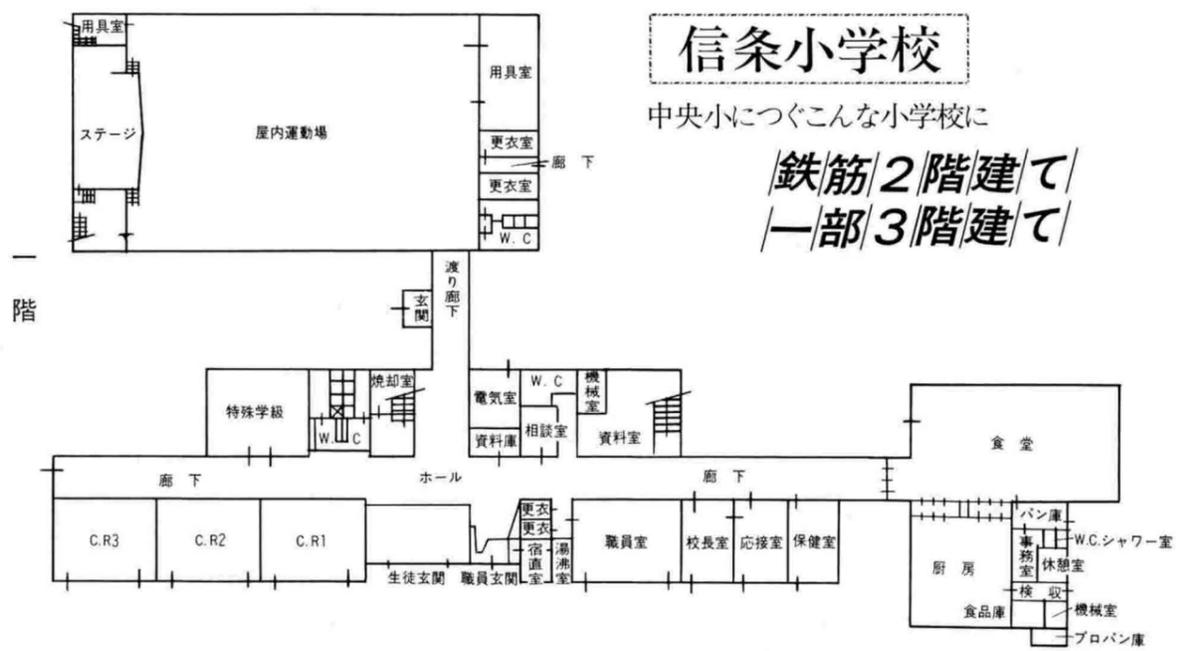
閉会后、議会全員協議会を開催し、信条小学校の建設にかかる青写真を了承しました。



**信条小学校**

中央小につぐこんな小学校に

**鉄筋2階建て  
一部3階建て**



総合	1位	北中C	1°33'04"
中学生	1位	北中C	
	2位	北中B	
青年会	1位	中之島中A	
	2位	信条青年会	
	3位	中条青年会	
一般	1位	三沼青年会	
	2位	中野OB	
	3位	中条東	
		上通ROZN	

11月3日。今年で26回目を迎える村内一周駅伝大会は、予想もしなかった雪まじりの悪天候のなか27チーム 総勢約200名のランナーが自分の記録に挑戦しましたが悪天候のせいもあって区間新記録はひとつにとどまりました。

悪天候のなか出発から主な中継点をカメラで追ってみました。

### お知らせ

#### 校内一周駅伝 マラソン 27チーム出場



昭和四十七年に発足した「児童手当法」等が十月から一部改正されました。

この制度は、十八歳未満の児童を三人以上養っている、そのうちの一人以上が中学校卒業までの児童であることを条件に、三人目以降の児童に支給されるものです。

今回の改正で、支給額が次のように変わりました。

（支給額）  
三人目以上の中学校卒業前の児童一人につき、住民税の所得割り課税者には五千円。非課税者（低所得者）には六千円が支給されます。

### 児童手当が 変わりました 十月から



# それぞれの"もち場"で 生かせ火の用心

## 秋の全国火災予防運動

今年一月から六月まで全国での火災発生件数は、六分一件の割合で火災が発生し、一日に六人が焼死・二十七人が負傷しています。

火災の発生原因は、相変わらず「たばこ」が第一位を占め、死傷者では、老人と子供の増加がめだっています。

今年も十一月二十六日から十月二日まで秋の火災予防運動が行われます。

どこの家庭でも、すでにストーブやコタツなどを使用されていると思いますが、外出される時、ストーブを消し忘れたり、取り扱い方をまちがえたり……ということが心配されます。火の元の取り扱いには十分気をつけましょう。



二月二日まで秋の火災予防運動が行われます。

どこの家庭でも、すでにストーブやコタツなどを使用されていると思いますが、外出される時、ストーブを消し忘れたり、取り扱い方をまちがえたり……ということが心配されます。火の元の取り扱いには十分気をつけましょう。

### 農業後継者育成 相談員設置

七月二十日から二十八日まで実施されました循環器検診の結果、あまり結果のよくない人を対象に指導会を開催いたします。

これから冬に向い寒さも一段ときびしくなります。該当者にはご案内いたしますので必ず出席されるようおすすめます。

### 県内の最低賃金 一日二、三九二円に

今年の十月十六日以降の新潟県内の最低賃金が改正され、一日最低二千三百九十二円（時間雇用の場合は一時間三百一円）以上でなければ労働者を雇うことができなくなりました。

### 正しく飼いま しょう

愛情だけでは動物の愛護になりません。動物はそれぞれ習性をもっているため、その習性をよく知り、それに応じた飼育方をしなくてはなりません。

新潟県動物愛護協会は、広く県民の間に動物を愛護する気風を高め、人間と動物が共存する豊かな社会をつくり、あわせて動物の正しい飼い方や動物に関する情報の交換などをはかる目的でつくられたものです。

動物好きなあなた！入会してみませんか。入会の方法は、三条保健所に会費をそえて申し込んでください。

一般会員 五百円  
賛助会員 三千円

### 最近、特に少なくなった農業後継者。

この原因はどこにあるのか？次代の農業を背負って立つ農業後継者を育成し、確保するため相談員を設置しました。

農業に関するすべてのものから、家庭（農家）にいたるまでなんでもけっこうです。お気軽にご相談してみてください。

●相談員は次のとおりです。

中之島 小坂井一尾氏  
大曲戸 野上 奥治氏  
杉之森 山本 一成氏  
中野西 佐々木芳男氏  
中条 原 銑之助氏  
下沼 吉田 弥一氏  
大沼 蕨沢 誠二氏  
中西 羽賀 嘉蔵氏

### 循環器検診 事後指導会開催

七月二十日から二十八日まで実施されました循環器検診の結果、あまり結果のよくない人を対象に指導会を開催いたします。

これから冬に向い寒さも一段ときびしくなります。該当者にはご案内いたしますので必ず出席されるようおすすめます。

### 年末期の "事業資金"の 申し込みは早めに

国民金融公庫では、十月一日から年末期の貸し付けを開始しました。当期間は申し込みが集中しますから、お早目にどうぞ。

### 1. 日程

月日	受付時間	会場	月日	受付時間	会場
11. 29	午後2時~2時30分	上通小学校	12. 5	"	信条公民館
11. 30	"	横山公会堂	12. 6	"	三沼公民堂
12. 1	"	農協中野支所	12. 7	"	西高山育英会
12. 4	"	農協中条支所	12. 8	"	中之島村公民館

2. 携行品 健康(血圧)手帳

### 年金

#### 年金制度は つながります (その三)

前回は、「通算年金制度」で通算される八つの公的年金制度と期間を説明しましたが、今回は「通算年金制度」にはどのような年金があるのか具体的に解説いたします。

現在、通算年金制度には老齢（退職）・障害・遺児（遺族）の各年金があります。

まず、通算老齢（退職）年金が受けられる条件として

①国民年金の加入期間が一年以上あり、他の公的年金制度の加入期間と合わせて二十五年以上あるとき。

②国民年金以外の他の公的年金制度どうしの加入期間を合わせて、二十年以上あるとき。

③他の公的年金制度から老齢（退職）年金や恩給を受けているか、または受けられる場合には各年金制度の加入期間が一年以上あるときとなります。

なお、年金の支給は国民年金

### 税務

#### サラリーマンと 年末調整

もうすぐ十二月。年末調整の月です。

サラリーマンは、毎月の給料から、あるいは賞与から所得税を差し引かれていますが、この税額はあくまでもその月の給料や賞与について計算されたもので、いわば概算払いの税額です。そこで一年を通じての精算をしなければなりません。これが年末調整です。

この調整は、今年最後の給料の支払いを受けるとき、①今年中の出生、結婚、就職などによる扶養親族の増減、②この一年間に支払った生命保険料、損害

が六十五歳、そのほかの年金制度は六十歳からとなっています。つきは通算障害・遺児（遺族）年金ですが、これは昭和五十一年十月に創設されました。これらの年金を受けられる条件として

①他の年金制度から国民年金に移ってまもなく、年金の支給事由が生じたときは、前の年金事由が生じたときは、前の年金

制度の加入期間と国民年金の加入期間を合わせて一年以上あること。

②他の年金制度から厚生年金や船員保険に移ってまもなく、年金の支給事由が生じたときは、前の年金制度の加入期間と厚生年金または船員保険の加入期間を合わせて六カ月以上あることとなります。



保険料、社会保険料、③住宅取得控除として税務署から通知のあった金額……などを計算して精算します。この結果、これまでに差し引かれた税額が年税額に比べて多くなっていれば税金は戻り、逆に少なければ納めていただくこととなります。

これでサラリーマンの大部分の方は確定申告をする必要はありません。しかし、災害や盗難にあった人。多額の医療費を支払った人あるいは今年初めて住宅取得控除が受けられる人などは、確定申告によって税金の還付を受けることとなります。